別表第1(第12条、第13条、第17条関係)

別	表第1(第12条、第13条、第17条関 毎日		地外 (北 <i>各州</i> 四)	五田 左 米。	四座板
	種目	対象者	性能(対象範囲) 腕、脚等の訓練ができる器具を付	耐用年数	限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 の身体障害者又は寝たきりの状態に ある難病患者等	概、麻等の訓練ができる器具を刊 帯し、原則として使用者の頭部及 び脚部の傾斜角度を個別に調整で きる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害1級の身体障害者若しくはA判定の知的障害者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能 を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢若しくは体幹機能障害1級の身 体障害者又は難病患者等であって自 力での排尿が困難であるもの	尿が自動的に吸引されるもので、 障害者又は介護者が容易に使用し 得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の身 体障害者	障害者を担架に乗せたままリフト 装置により入浴させるもの。(設置に伴う工事費を含む。)	5年	82, 400円
	体位変換器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 の身体障害者であって、下着交換等 に介助を要するもの又は寝たきりの 状態にある難病患者等	介助者が障害者の体位を変換させ るのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 の身体障害者又は下肢若しくは体幹 機能に障害のある難病患者等	介護者が対象者を移動させるに当 たって、容易に使用し得るもの。 (設置に伴う工事費を含む。)	4年	159, 000円
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害2級以上の身 体障害者	リクライニング機能や付属テーブ ルなど対象者が訓練できるものを 備えたもの	5年	33, 100円
	訓練用ベッド	上肢、 下肢若しくは体幹機能障害 2級以上の身体障害者又は下肢若し くは体幹機能に障害のある難病患者 等	腕又は脚の訓練ができる器具を備 えたもの	8年	159,000円
	入浴補助用具	上肢、 下肢若しくは体幹機能障害 者又は難病患者等であって、入浴に 介助を要するもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽 への入水等を補助でき、障害者又 は介助者が容易に使用し得るも の。(設置に伴う工事費を含 む。)	8年	90,000円
	便器	下肢若しくは体幹機能障害2級以上 の身体障害者又は常時介護を要する 難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの (手すりの取付け及び設置に伴う 工事費を含む。)	8年	9,850円
	歩行補助つえ	下肢又は体幹機能障害者	T字状・棒状の一本つえ (補装具として給付されるものを除く。)	3年	4,410円
	移動・移乗支援用具	平行機能、 下肢若しくは体幹機能 障害者であって家庭内の移動等にお いて介助を必要とするもの又は下肢 が不自由な難病患者等	おおむね次のような性能を有する 手すり、スロープ等であること。 (設置に工事費が伴うものを除 く。) ア 対象者の身体機能の状態を十 分に踏まえたものであって、必要 な強度と安定性を有するもの	8年	60,000円
			イ 転倒予防、立ち上がり動作の 補助、移乗動作の補助、段差解消 等の用具		
自立		以下のいずれかに該当する頻繁に転 倒する恐れのある者			36,750円
生活支	頭部保護帽	・下肢機能や体幹機能、平衡機能に障害がある者	転倒の衝撃から頭部を保護できる もの	3年	ただし、レディメイドに よる製品については 29,400円
接用具		・てんかん発作のある者			
		・知的障害者又は精神障害者			
	特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者若し くは4判定の知的障害者であって自 ら排便後処理が困難なもの又は上肢 機能に障害のある難病患者等	足踏ペダルで温水温風を出し得る もの。 (設置に伴う工事費を含む。)	8年	151, 200円
		以下のいずれかに該当する者 ・肢体、視覚、聴覚の障害程度が2 級以上の身体障害者			
	自動消火器	・A判定の知的障害者 ・障害程度が1級の精神障害者 ・火災発生の感知及び非難が著しく 困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期 火災を消火し得るもの	8年	28, 700円
	電磁調理器	視覚障害2級以上の身体障害者又はA	対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信 ***	視覚障害2級以上の身体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	<u>機</u> 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級の身体障害者	音、音声等を視覚、触覚等により 知覚できるもの	10年	87, 400円

在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者 で自己連続携行式腹膜かん流法 (CAPD) による透析療法を行うもの	透析液を加湿し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	吸引・吸入両用器	呼吸器機能障害3級以上又は2級以上 の肢体不自由者若しくは同程度の身 体障害者	対象者が容易に使用し得るもの	5年	73,000円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害3級以上、 2級以上 の肢体不自由者若しくは同程度の身 体障害者又は呼吸器機能に障害のあ る難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上、 2級以上 の肢体不自由者若しくは同程度の身 体障害者又は呼吸器機能に障害のあ る難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの	5年	56, 400円
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者であって、医療保険にお ける在宅酸素療法を行うもの	対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障害2級以上の身体障害者で あって単身世帯又はこれに準ずる世	対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	機 視覚障害2級以上の身体障害者で あって単身世帯又はこれに準ずる世 帯	対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上、 心臓機能障害3級以上若しくは同程度の身体障害者で、血中酸素濃度を管理することが必要なもの又は人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの	5年	45,000円
	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障害者又は肢体不自 由者であって、発声・発語に著しい 障害を有するもの	携帯式で言葉を音声又は文章に変 換する機能を有し、障害者が容易 に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚障害2級以上又は上肢機能障害2 級以上の身体障害者	パーソナルコンピューターを使用するに当たり、障害特性に応じて 必要となる周辺機器やアプリケー ションソフト	5年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上の身体障害者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383, 500円
	点字器	視覚障害者	対象者が容易に使用し得るもの (価格に点筆も含む。)	5年	10,400円
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の身体障害者(本人が就労若しくは就学し、又は就労が見込まれるもの)	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63, 100円
	録音 再生 現覚障害者用ポータブルレコーダー 再生 専用	.	音声等により操作ボタンが知覚又 は認識でき、かつ、DAISY方式に よる録音及び当該方式により記録 された図書の再生が可能な製品で あって、視覚障害者が容易に使用 し得るもの	6年	85,000円
			音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの		35,000円
情報・	視覚障害者用活字文書読上装置	視覚障害2級以上の身体障害者	文字情報と同一紙面上に記載され た当該文字情報を暗号化した情報 を読み取り、音声信号に変換して 出力する機能を有するもので、視 覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円
意思疎诵	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により 文字等を読むことが可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像、文字等をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
支援用品	育人用時計 1	担党院宝9級リトの身体院宝老	対象者が容易に使用し得るもの	10年	10,300円
具	· 自入用時間	di di	de a grando de la companya de la com		13,300円 71,000円
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声・言語機能障害者 若しくは同程度の身体障害者であっ て、コミュニケーションの手段とし で必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	5年	ただし、ファックスにつ いては42,000円
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置により テレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害 者用番組並びにテレビ番組に字幕 及び手話通訳の映像を合成したも のを画面に出力する機能を有し、 かつ、災害時の聴覚障害者向け緊 急信号を受信するもので、聴覚障 害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
		•	•		

		_			1	, ,
	人工こう頭	笛式	音声・言語機能障害者であって、こう頭摘出を行ったもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源 を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,000円 気管カニューレ付とした 場合は3,100円を加算し た額
		電動式		顎下部などに当てた振動板を駆動 させ、経皮的に音源を口腔内に導 き、構音化するもの(価格には電 池又は充電器を含む。)	5年	70, 100円
	点字図書		主に情報の入手を点字によっている 視覚障害者	点字により作成された図書(月間、週間等で発行される雑誌を除く。)	_	点字図書の価格から、点字翻訳する以前の一般図書の購入価格を控除した額。 1人につき年間6タイトル又は24巻(辞書等一括購入しなければならないものを除く)を限度
	便袋 ストマ装具 蓄尿		ぼうこう又は直腸機能障害者であって、人工肛門を造設している者 ※「紙おむつ等」の給付を受けたものは、「紙おむつ等」の給付期間中 は本種目の給付を受けることはでき	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(基準額は皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)	_	1箇所につき 月額8,600円
			ない。	低刺激性の粘着剤を使用した密封		1箇所につき
		蓄尿袋		型又は尿処理用のキャップ付きとし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの(基準額は皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む。)	_	月額11,300円
排泄管理支援用具	紙おむつ等		く。)に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する行動の排便機能障害のある者ウ 脳原性運動機能障害等により排尿又は排便の意思表示が必要と認められる者。※「ストマ装具」の給付を受けた者	紙おむつ、さらし、ガーゼ又は脱 脂綿		月額12,000円
			は、「ストマ装具」の給付期間中は 本種目の給付を受けることはできな い。	洗腸装具	6か月	12,000円
	収尿器 	男性用力	生 用 女 はうこう機能障害又は脊髄損傷等に より高度の排尿機能障害のある身体 障害者	採尿器及び蓄尿袋で構成し、尿の 逆流防止装置のあるもので、ラ テックス製又はゴム製	1年	7,700円
		女性用		耐久性ゴム製採尿袋を有するもの 又はポリエチレン製の導尿ゴム管 付採尿袋	1年	8, 500円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	1.14	下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上のもの又は下肢若しくは体幹機能に障害のある難病患者等	 ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・尿の取替え ・移動を円滑にするための工事(スロープの設置、床材の変更など) ・上記に掲げるもののほか、対象者が日常生活を送る上で不便が生じている箇所のうち、改修工事が必要であると判断できるもの 	10年 (介護保険 法に基づく 給付の期間 も含む。)	200,000円